

# 名古屋三の丸地区の庁舎整備における 地域との連携

松浦 賢太<sup>1</sup>

<sup>1</sup>営繕部 調整課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1）

名古屋三の丸地区には、国・県・市の多くの庁舎が立地し、そのうちいくつかの庁舎は築後50年以上経過している。今後、それら庁舎が経年等によって建て替えが必要とされた場合には、建て替え用地や仮設庁舎の確保、防災機能の維持、各種建築規制を踏まえた上での庁舎床面積の確保といった多くの困難な課題を有している。

その対応には、国、県、市の課題共有と連携が不可欠であり、そのための取り組みを開始したので紹介する。

キーワード：地域連携、庁舎の整備構想

## 1. はじめに

名古屋三の丸地区（以下、三の丸地区）は、名古屋城の内堀と外堀に囲まれた郭内に位置し、江戸期の武家屋敷、戦前の軍用施設の立地を経て、官公庁施設を中心にした緑豊かな街区の形成に至っている（写真-1）。

三の丸地区には、国の合同庁舎のほか愛知県庁舎、愛知県警本部庁舎、名古屋市庁舎といった防災拠点施設が集積しており、そのいくつかは昭和30～40年代に建設され、築後50年近く経過している（表-1）。

それらの庁舎においては、既に長寿命化のための大規模改修を実施すると共に、免震その他の改修を行うなど災害対策機能の充実に努めているが、コンクリート躯体に埋め込まれた設備配管の劣化など、抜本的な対策が困難なものもあり、建て替え時期が近づいている状況にある。



写真-1 三の丸地区の街区風景

所有	施設名称	建築年次	築後年数	構造	地上階	地下階	延べ床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
国	東海財務局	S27 1952	67	SRC	4	1	7,504	6,085
	中部経済産業総合庁舎	S35 1960	59	RC	4	1	10,034	5,869
	名古屋農林総合庁舎	S38 1963	56	RC	4	1	6,902	3,637
	名古屋国税総合庁舎	S42 1967	52	SRC	8	2	17,485	6,019
	名古屋合同庁舎第2号館	S42 1967	52	SRC	8	2	24,378	6,193
	名古屋法務総合庁舎	S48 1973	46	SRC	9	2	21,559	17,794
	名古屋高等・地方裁判所	S52 1977	42	SRC	12	2	32,010	9,913
	名古屋第2国税総合庁舎	S52 1977	42	SRC	8	1	8,168	4,354
	名古屋農林総合庁舎2号館	S52 1977	42	RC	4	1	3,700	2,191
	名古屋合同庁舎第1号館	H3 1991	28	SRC	11	2	24,070	7,278
	名古屋家庭・簡易裁判所	H5 1993	26	SRC	7	1	11,012	6,057
県	愛知県庁本庁舎	S13 1938	81	SRC	6	1	28,314	26,725
	愛知県庁西庁舎	S39 1964	55	SRC	10	3	32,306	11,057
	愛知県警察本部本館	S45 1970	49	SRC	9	3	32,606	13,311
	愛知県自治センター	S60 1985	34	SRC	12	3	29,918	5,065
	愛知県警察本部北館	H5 1993	26	SRC	11	3	29,131	(13,311)
愛知県三の丸庁舎	H9 1997	22	SRC	8	3	20,482	5,121	
市	名古屋市役所本庁舎	S8 1933	86	SRC	5	1	28,314	23,157
	名古屋市役所西庁舎	S41 1966	53	SRC	12	3	38,088	6,704
	名古屋市役所東庁舎	S60 1985	34	SRC	8	3	24,072	(23,157)

表-1 三の丸地区の主な官公庁施設一覧

## 2. 三の丸地区における庁舎整備の課題

国の庁舎においては、可能な限り長寿命化を図り、既存施設を最大限活用することを前提としているが、建物の耐震性能の不備や老朽化、執務機能の分散・狭あい、都市計画上の要請などにおいて、改修では解決できない課題を有する施設については、立体集約化による建て替えの検討を行うこととしている。

三の丸地区に所在する多くの国の官署が抱えている、著しい狭あい化や執務機能の市内分散などの解消、さらに、市内にある防災官署の三の丸地区への集約化を図るためには、今以上の床面積を必要としている。

そういった状況のなか、三の丸地区における庁舎整備を行うにあたっての課題を3つ挙げる。

(1) 建て替え用地の課題

三の丸地区における国の合同庁舎の建て替え用地としては、名城東小公園（名古屋合同庁舎第1号館の西側敷地）を想定していた。しかしこの敷地は、リニア新幹線非常口施設の建設や、後述するテレビ塔から天守閣への見通し景観規制などの複合要因によって、敷地は半分程度となり、さらに高さの上限が地上5～6階建程度となるなど、必要とする庁舎床面積の確保が困難な状況となっている。

一方、三の丸地区にある愛知県及び名古屋市の施設に目を向けてみると、愛知県庁西庁舎の立地するブロックは南半分が駐車場となっているので、そこへ新庁舎を建設し、既存庁舎解体後に駐車場として整備することが可能と考えられる。しかし、ほかには三の丸地区内にまとまった空地がないことから、国だけではなく愛知県及び名古屋市においても、庁舎の建て替えが容易でないことが想像される（図-1）。



図-1 三の丸地区の建て替え候補地（空地）

(2) 防災上の課題

建て替え用地の確保が困難となると、現地での建て替えが有力となるが、その際には、新しい庁舎を整備している期間中において、仮設の庁舎が必要となる。

災害時の防災拠点として位置づけられている施設においては、仮設庁舎の考え方に関して、以下のような課題が生じる。

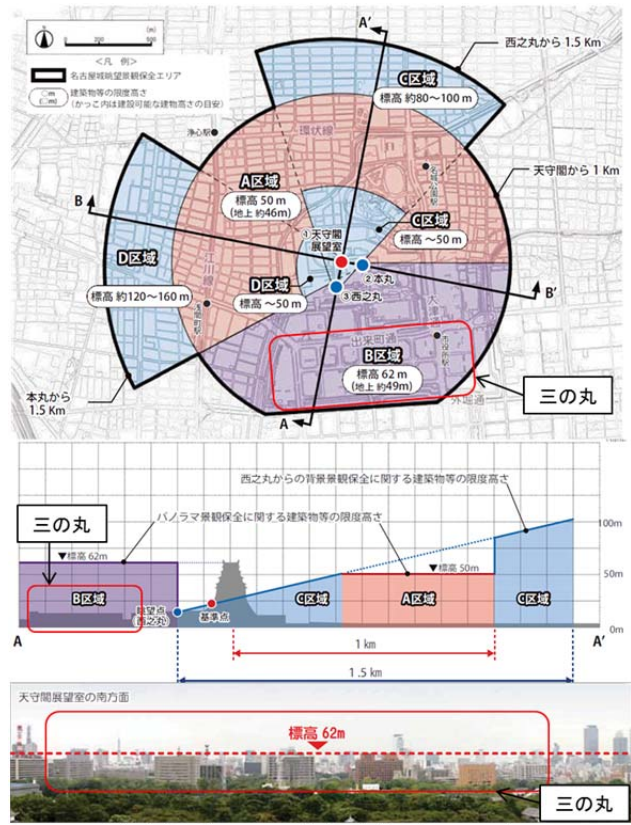
- ① 民間の貸事務所の多くは、大地震時に倒壊・崩壊しないという建築基準法の耐震性能は有しているが、防災拠点として建物の部分的な損傷も許容しないといった、継続使用できるレベルの性能は有していない
- ② 仮設庁舎を建設する場合、防災拠点として継続使用できる耐震性能を確保することが困難
- ③ 防災通信鉄塔を工事期間中において仮設置することが困難
- ④ 非常用電源や防災井戸等、設備面において既存施設並みの機能確保が困難

(3) 建築規制による課題

a) 景観上の規制

名古屋市では、平成19年に景観法に基づく「名古屋市景観計画」を策定し、建築行為等の届出制度を通じて良好な景観形成を進めてきたが、この度、名古屋城における眺望景観を保全するため、平成31年4月の景観計画の改正により、三の丸地区には標高62m（約地上49m）の高さ制限がかけられることとなった（図-2）。

さらに景観計画の中には、「テレビ塔スカイデッキから名古屋城天守閣への見通し景観保全」の考え方が示され、その見通し線上にある三の丸地区の国有地においては高さの制約が生じ、高層化による必要な庁舎床面積の確保が困難な状況となっている（図-3）。



出典：名古屋市ホームページ（名古屋城眺望景観リーフレット）より

図-2 名古屋城周辺の景観規制

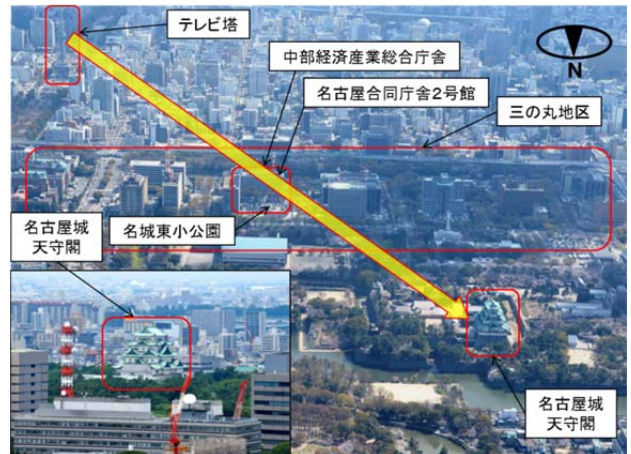


図-3 テレビ塔から名古屋城天守閣への見通し景観保全



**b) 都市計画上の規制**

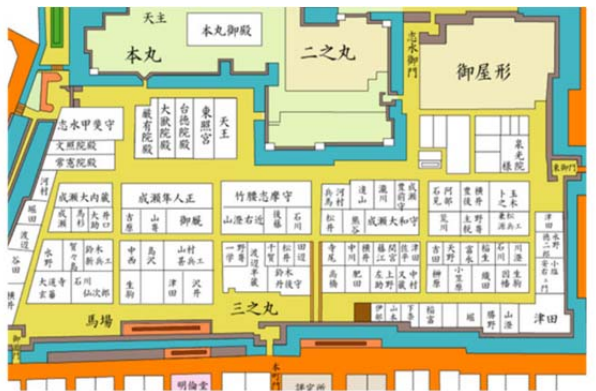
三の丸地区は都市計画上「第2種住居地域」に位置づけられ、建物の建設にあたっては、南に建つ建物の日影が北側に建つ敷地に悪影響を及ぼさないように、日影規制を遵守する（建物の高さを抑える）必要がある。

例えば、名古屋合同庁舎2号館と中部経済産業総合庁舎のような1ブロックの場合、南側に建つ庁舎は高く建設することができず、庁舎床面積の確保が困難となる。

この三の丸地区には、愛知県知事公舎以外に住居としての用途はなく、住居地域として厳しい日影規制を掛けることは、事務庁舎の用途敷地として最大限有効活用する上で大きな支障となっている。

また、三の丸地区には他にも風致地区による建ぺい率や緑化率の制限、駐車場付置義務などの規制があり、さらに、名城郭内申し合わせ区域による壁面後退等の制限があるなど、これら各種建築規制によっても必要とする庁舎床面積を確保する上で支障となっている。

以上より、都市計画上の見直しが必要と考えるが、一連の規制により、三の丸地区は緑豊かな佇まいを維持してきた側面もある。整然としたブロック割りは、江戸期の武家屋敷のブロック割りに由来するものであり、映画のロケが頻繁に行われる現状への評価や、広く一般市民のために活用されていないことについても、活発な議論を要すると考える（図-4.5 写真-2）。



出典: Network2010事務局ホームページ(尾張名所図会で歴史探訪No.15名古屋城)より

図-4 江戸時代の名古屋城郭内図



出展: 国土地理院ウェブサイト (<http://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>)

図-5 現在の名古屋三の丸地区の施設配置



写真-2 緑豊かな街区の様子

**3. 課題解消に向けた対策**

**(1) 建て替え用地、防災上の課題への対策**

名古屋合同庁舎2号館（以下、合庁2号館）を事例として、その建て替えを想定してみる。

合庁2号館には、南海トラフ中部圏戦略会議の事務局を担う中部地方整備局や、内閣府政務部現地対策本部室を有するため、災害発生時に継続使用できることが必要であり、一時的な仮設であっても顕著な防災機能の低下は許容できない。また、防災通信鉄塔、自家発電設備、防災井戸等の設備を有していること等を考えると、民間施設への仮入居や仮設庁舎建設で代替することは極めて困難である。したがって、合庁2号館の建て替えにあたっては現地建て替えが困難なため、別敷地に所要の防災機能を有する新庁舎を建設し、移転後に旧庁舎を取り壊す方式が現実的である。よって、将来建設用の別敷地を準備し、中長期的に各施設を順次更新していく計画を立てておく必要がある。

このような状況を踏まえると、国・県・市の枠を超えて建設用地の融通、仮設庁舎用地の賃借、庁舎の合築等、幅広く可能性を検討しつつ、整備を推進することが求められるようになる。と考える。

**(2) 建築規制による課題への対策**

「第2種住居地域」による日影規制が適用されると、南側に建つ庁舎は地上4～5階が限度となり、必要とする庁舎床面積の確保が困難となる。その対策の1つとして、「連担建築物設計制度（以下、連担制度）」の適用がある。連担制度とは、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上、衛生上支障ないと特定行政庁が認めるものについては、複数の建築物が同一敷地内にあるものとみなして建築規制を適用出来るものである（図-6）。

連担制度により敷地ブロックの南半分は庁舎を建設する場合、北側庁舎の所有者に了承を得る必要があるが、連担制度の適用によって建設可能となる庁舎の床面積は約2倍となる場合もあり、制度適用可否の影響は極めて大きい。

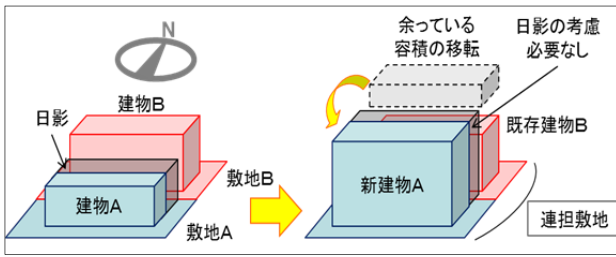


図-6 連担建築物設計制度のイメージ図

#### 4. 関係機関の協議を開始

数々の課題解決には、三の丸地区に多くの施設を所有し管理している国・県・市の担当部局が、それぞれで抱えている課題を共有し、それらの課題を「独自で解決すべきもの」、「連携して課題解決すべきもの」に仕分け、連携すべきものについてその方策を協議し、解決策を導き出す方法をとることとした。

国・県・市が課題を共有し協議する場として、名古屋市、東海財務局、中部地方整備局が構成員となって既に設置されている、「名古屋市国有財産情報連絡会（以下、連絡会）」（事務局：東海財務局）を活用することとし、愛知県もオブザーバーとしてメンバーに加え、三の丸地区の国有財産の適正化利用を推進していくために、議論を重ねて解決していくことを模索した。

令和元年5月に開催した連絡会では、以下のような議題について協議を行った（写真-3）。

##### <主な議論>

##### (1) 現有施設の現状と課題

国だけではなく、愛知県及び名古屋市の各本庁舎、各西庁舎において築後50年を経過しており、現時点では長寿命化を図る方針として、長寿命化計画を立てているところ。特に県、市の各本庁舎はいずれも平成26年12月に国の重要文化財に指定されており、今後において庁舎として継続使用していくかが検討課題。

##### (2) 三の丸地区庁舎（国・県・市）の中長期整備計画

国の機関では、各省各庁18機関においてインフラ長寿命化行動計画が定め、個別施設計画の策定作業が進められているところ。名古屋市では、「市設建築物再編整備の方針（平成27年9月策定）」において保有資産量の10%削減を掲げ、当面は長寿命化により対応していく方針。愛知県では、「愛知県公共施設等総合管理計画（平成27年3月）」を策定し、長寿命化を前提に順次個別施設計画を策定中。

##### (3) 建て替え時に連携して取り組むべき事項

建て替え用地の確保は国だけではなく課題であることから、将来的には合築や建設用地の融通など、国・県・市による連携が必要な時期が到来することを想定し、事前に継続した話し合いの場を設けていくことが重要であることを共通認識として共有。

#### (4) 今後の展開等

今回開催した「名古屋市国有財産情報連絡会」は、管財部局を中心とするメンバーであり、今回の課題に対して全てを捉えることが難しいことが分かった。今後においては、まちづくり部局や営繕部局なども交えた別の場による開催を検討・調整していくこととした。また、実務担当レベルでの話し合いでは解決できない大きな枠組みとなることも予想されることから、その推進体制の構築も必要になることを共通認識として共有。



写真-3 名古屋市国有財産情報連絡会 開催風景

#### 5. 三の丸地区の将来構想

平成29年度において、公益財団法人中部圏社会経済研究所及び公益財団法人名古屋まちづくり公社名古屋都市センターにより、名古屋三の丸地区再整備研究会を設置し、提言「名古屋三の丸地区再整備の今後の展開に向けて～ポスト・リニア時代の核心を展望する～」が出された（図-7）。

提言の中では、三の丸地区におけるまちづくりの方向性をはじめ、防災、賑わい創出といった国・県・市の枠を超えた地域連携についての大局的な問題提起や対応策の提案が行われたところである。

提言の内容のいくつかは、三の丸地区に数ある規制を外すことを前提とするなど、即時に実現性のあるものではないが、各方面からの大局的な観点（鳥の目）での検討は意義あるものと考えられる。

一方、三の丸地区に多く立地している官公庁側においても、建築物等の更新、防災拠点施設が集積する当地区の防災機能や耐震性の向上等、早急に解決しなければならない現実的な観点（虫の目）について、連携して協議・検討すべきと考えている。

今後の三の丸地区の再整備のあり方については、鳥の目と虫の目の双方のバランスを考慮して、模索していく必要があると考える。

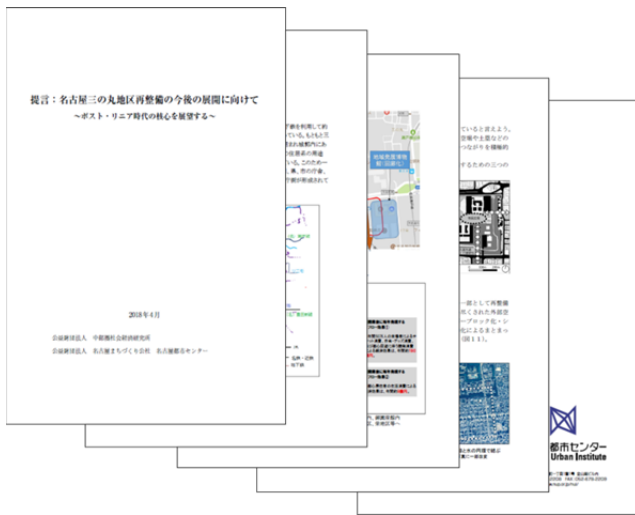


図-7 「名古屋三の丸地区再整備の今後の展開に向けて2018. 4」

## 6. まとめ

広域防災拠点機能の集積地である三の丸地区は、不断に機能維持を図っていくことが重要であり、近い将来において避けては通れない施設更新にあたっての準備・対策が急務である。

今回の取り組みは「庁舎の整備」に焦点を絞り、建物単体ではなく、国、県、市が連携を図ることによって、面整備での土地の高度利用を模索するものである。

今後においては、より具体的な連携策や建物規制のあり方を検討し、今後の庁舎整備に反映できることを目標に、引き続き協議を継続して進めることとしたい。延いてはそれが、市民、国民の安全・安心に繋がっていくと期待するものである。